

感染症法に基づく  
分類と主な措置  
○=可能 ×=不可能  
△=条件付きで可能

	外出自粛	入院勧告	就業制限	無症状者の適用	交通制限
--	------	------	------	---------	------

新型コロナウイルス 感染症*	○	○	○	○	○
1類 (エボラ出血熱・ベストなど)	×	○	○	○	○
2類 (結核・SARSなど)	×	○	○	×	×
3類 (コレラ・細菌性赤痢など)	×	×	○	×	×
4類 (狂犬病・マラリアなど)	×	×	×	×	×
5類 (季節性インフルエンザなど)	×	×	×	×	×
新型インフルエンザ等 感染症	○	○	○	○	△

\*現在は「指定感染症」だが、2022年1月末で期限切れのため、法的位置づけを見直しへ

感染症の分類	感染症法
接触者への外出自粛要請など	感染症法改正を巡っては
感染者が確認され始めた昨年	感染症法改正を巡っては
一月、指定感染症に指定され、感染拡大に応じて適用	感染症法改正を巡っては
接觸者への外出自粛要請など、行政措置の可否を定めている。新たに流行したインフルエンザなどは「新型インフルエンザ等感染症」に分類される。新型コロナウイルス感染症は当初、特徴や危険度、感染状況が見通せなかつたため、既存の分類にせず、原則1年、最長2年を限度とする「指定感染症」に暫定的に位置付けられた。	感染症法改正を巡っては

# コロナ感染症分類 法改正で明確化へ

## 長期化備え 患者への要請・勧告継続

政府は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に備え、患者への入院勧告や濃厚接触者に対する外出自粛要請などの措置を常時実施できるよう、新型コロナの感染症法上の分類を明確にするための法改正を行う。現在は暫定的な分類の「指定感染症」に位置付けられているが、二〇二一年一月までの指定期限後も、患者への要請や勧告を継続できるようにする。政府は十八日召集の通常国会への改正案提出を目指す。

改正の内容は、法律の分類のうち、外出自粛要請など最も多くの措置が認められる「新型インフルエンザ等感染症」の中に新型コロナを含める案が有力。新型コロナを独立した分類として新設し、同様の措置を可

能とする案もある。

自民党内では、危険度が低い感染症の分類への分類と、患者への厳しい措置の緩和を求める意見もある。

る。

政府は与野党内の議論も踏まえ、厚生労働省の感染症部会で改正案をまとめた。この改正案では、現行の「指定感染症」は今月七日に一年延長を閣議決定した。法律上は再延長ができないため、厚労省は数年単位にわたる対応を想定し、正式な分類を決めた。この措置を増やした。

新型コロナは国内での感

染者が確認され始めた昨年一月、指定感染症に指定され、感染拡大に応じて適用

接觸者への外出自粛要請など、行政措置の可否を定めている。新たに流行したインフルエンザなどは「新型インフルエンザ等感染症」に分類される。新型コロナウイルス感染症は当初、特徴や危険度、感染状況が見通せなかつたため、既存の分類にせず、原則1年、最長2年を限度とする「指定感染症」に暫定的に位置付けられた。

（坂田奈央、中根政人）